

添付法令資料 3 :

バッテリー式電気自動車のための充電インフラストラクチャー整備に関する  
2023年1月9日付インドネシア共和国エネルギー鉱物資源大臣規則No. 1 (目次)  
同月 13 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 バッテリー式電気自動車のための充電インフラストラクチャー
  - 第 1 節 通則 (第 2 条ないし第 6 条)
  - 第 2 節 再充電施設
    - 第 1 款 個人の電気設備 (第 7 条ないし第 9 条)
    - 第 2 款 公共の電気自動車充電ステーション (第 10 条ないし第 16 条)
  - 第 3 節 バッテリー交換施設 (第 17 条ないし第 23 条)
  - 第 4 節 国有電力会社の任務 (第 24 条及び第 25 条)
- 第 3 章 バッテリー式電気自動車のための充電における電気料金 (第 26 条ないし第 30 条)
- 第 4 章 バッテリー式電気自動車のための充電インフラストラクチャーにおける電気的安全性 (第 31 条及び第 32 条)
- 第 5 章 指導及び監督 (第 33 条ないし第 35 条)
- 第 6 章 報告及び評価 (第 36 条及び第 37 条)
- 第 7 章 行政制裁 (第 38 条及び第 39 条)
- 第 8 章 経過規定 (第 40 条及び第 41 条)
- 第 9 章 終則 (第 42 条ないし第 44 条)